

危険物運送要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 B 編及び R 編
高速船規則検査要領
登録規則細則

改正事項

危険物運送要件に関する事項

改正理由

2008 年 11 月開催の IMO 第 85 回海上安全委員会（MSC85）において、SOLAS 条約 II-2 章第 19 規則の改正が決議 MSC.269(85)として採択された。本決議では、ばら積み固体危険物以外の危険物に対し、危険物の分類に応じ防火及び消火に関する追加要件を定める表 19.3 について、危険物の分類が細分化され（例えば、引火性と非引火性、固体と液体に分ける等）、追加要件の適用等について改められた。

今般、決議 MSC.269(85)に基づき、ばら積み固体危険物以外の危険物に対する要件の適用等について関連規定を改めた。

また、決議 MSC.271(85)において、SOLAS 条約第 X 章に規定される高速船コードに対し、上記と同様の改正が行われているため、これに基づき関連規定を改めた。

上記に関連し、同委員会において、これまで非強制であった BC コード（固体ばら積み貨物のための安全要件）が強制化され、IMSBC コード（国際海上固体ばら積み貨物コード）として採択された。これに伴い、SOLAS 条約において当該コードを引用するよう修正を行っていることから、併せて関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ばら積み固体危険物以外の危険物に対する要件の適用を、改正された SOLAS 条約に従い改めた。
- (2) 規則中で引用している「BC コード」を「IMSBC コード」に改めた。
- (3) 登録規則細則に添付されている申込書の書式を改めた。
- (4) 現存船に対し、2011 年 1 月 1 日以降の最初の定期検査までに、改正規則の要件に適合していることを検査により確認を受ける旨を規定した。